

原議保存期間	5年（令和10年3月31日まで）
有効期間	一種（令和10年3月31日まで）

庁内各局部課長殿
（参考送付先）
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙企画発第68号
令和4年11月30日
警察庁長官官房長

「国家公安委員会・警察庁業務継続計画（首都直下地震対応）」の運用について
（通達）

首都直下地震（首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第2条第1項に定める首都直下地震をいう。以下同じ。）が発生した場合において、国家公安委員会及び警察庁内部部局が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項については、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画（首都直下地震対応）」（令和4年4月1日最終改正。以下「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」という。）に定められているところである。

本年4月、内閣府（防災担当）が策定する「中央省庁業務継続ガイドライン（首都直下地震対策）」が第3版に改定されたことを踏まえ、国家公安委員会・警察庁業務継続計画の実効性を更に高めるための補足事項を下記のとおり示すので、庁内各局部課にあっては、国家公安委員会・警察庁業務継続計画に定められた内容とともに、下記の事項に留意し、引き続き、業務継続のための取組を推進されたい。

記

1 業務継続の実施方針に係る留意事項（第1章第2節関係）

- (1) 公共の安全と秩序の維持は、国家の中核機能であり、首都直下地震が発生した場合においても、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという警察の目的を確実に果たす必要がある。そのため、業務継続（組織の業務の実施に必要な人的・物的資源や情報等の減少、災害応急対策業務等の増加といった制約が生じた状況において、その業務資源の確保を図ることにより、非常時優先業務を継続し、又は早期に復旧することをいう。以下同じ。）のための取組は、組織全体で取り組むべき重要課題の一つであり、平素からこのことを十分認識の上、備えに万全を期すこと。
- (2) 警察庁長官官房企画課（以下「企画課」という。）は、附属機関及び地方機関において策定した業務継続計画と国家公安委員会・警察庁業務継続計画との整合性を確認するとともに、必要な連携及び調整を図ること。
- (3) 業務継続のための取組を推進するに当たっては、女性や障害者等を含む多様な職員の参画を求め、意見を反映させること。
- (4) 国家公安委員会・警察庁業務継続計画の実効性を担保するため、必要な業務対応マニュアル等を策定すること。

2 非常時優先業務等を行う人員の把握（第3章第3節関係）

業務継続実施責任者（警察庁の各所属長）は、非常時優先業務及び管理事務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握するに当たり、発災に伴い業務に従事できなくなる職員が生じ得ること、テレワークによる実施が困難な業務が生じ得ることを想定するなど、職員の個々の事情にも配慮すること。

3 業務継続のための執務体制の確立（第4章第1節関係）

発災時において幹部職員等が負傷等の事由により職務を行うことができなくなる可能性があることを踏まえ、そのような場合であっても必要な意思決定等が行われるよう、業務継続に係る職務代行者を第5位順位程度まで定めておくこと。

4 参集に備えた平素からの措置（第4章第3節関係）

業務継続実施責任者は、所属職員について、氏名、参集場所、所要時間、任務等の情報を常に更新して適切に管理するとともに、所属職員に参集要領を周知すること。

5 業務継続のための備蓄等（第5章第3節関係）

(1) 警察庁長官官房会計課は、食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の備蓄物資について、女性や障害者等のニーズも踏まえながら選定するとともに、有効期限、賞味期限等を確認し、適切な管理・更新を図ること。

(2) 庁舎内の会議室等を活用し、女性や障害者等のニーズも踏まえて職員の休憩場所の確保を図ること。

6 教養訓練（第6章関係）

(1) 業務継続実施責任者は、新たに配置された職員を含め、各所属における業務継続に関する教養を確実に行うこと。

(2) 職員は、異動に際し、業務継続のために行うべき措置について、国家公安委員会・警察庁業務継続計画その他参考となる資料を用い、後任者に確実に引き継ぐこと。

7 その他

(1) 継続的改善

ア 訓練等を通じ、平素から行うべき備えを定期的に点検すること。

イ 企画課は、把握された課題や教訓等をもとに、国家公安委員会・警察庁業務継続計画の実効性について評価するとともに、計画や取組の見直すべき点を整理し、関係部局に対応策の検討を促すこと。あわせて、警察庁業務継続推進委員会（令和4年11月30日付け警察庁丙企画発第67号）に諮り、組織全体としての対応策を検討するなど継続的改善につなげること。

ウ イの取組を推進するに当たっては、見直すべき点について、改善に要する時間を明確にした上で改善計画を策定し、進捗状況を管理すること。

(2) 首都直下地震以外の大規模災害発生時の対応

首都直下地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、国家公安委員会・警察庁業務継続計画の内容を参考として、優先度が高い業務の継続性を確保すること。